

## 福山市居場所づくり支援事業補助金交付要綱

### (通則)

第1条 福山市居場所づくり支援事業補助金については、予算の範囲内において交付するものとし、補助金等に係る予算の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）及び福山市補助金交付規則（昭和41年規則第17号）の規定によるほか、この交付要綱の定めるところによる。

### (趣旨)

第2条 この補助金は、福山市居場所づくり支援事業実施要綱に基づき、居場所づくりに資する活動を実施する子ども食堂等に対し「居場所づくり支援事業補助金」（以下「補助金」という。）を交付することについて、必要な事項を定めるものとする。

### (対象者)

第3条 補助金交付の対象者は、福山市居場所づくり支援事業実施要綱（以下「実施要綱」という。）第4条に規定する団体とする。

### (補助対象経費及び補助金交付額)

第4条 補助金の対象となる経費及び補助金の額は、別表に定めるとおりとする。なお、千円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。算出された補助金の交付額が千円に満たない場合には、交付の決定を行わないものとする。

2 補助金の交付は、1団体又は1箇所当たり1回限りとする。

### (補助金の申請)

第5条 補助金の申請をしようとする者は、別に定める期日までに、次に掲げる書類を市長に提出しなければならない。

- (1) 福山市居場所づくり支援事業交付申請書（様式第1号）
- (2) 団体の会則、規則等の組織及び運営に関する事項を定めているものの写し
- (3) 団体の構成員及びボランティアとして参加する者の一覧
- (4) 福山市居場所づくり支援事業補助金収支予算書（様式第6号）
- (5) その他市長が必要と認める書類

### (交付決定)

第6条 市長は、前条の規定による申請書の提出があったときは、その内容を審査し、適正と認めた場合は、補助金の交付を決定し、福山市居場所づくり支援事業補助金交付決定通知書（様式第2号）により、申請者に通知するものとする。

2 市長は、補助金を交付しないことを決定したときは、福山市居場所づくり支援事業補助金不交付決定通知書（様式第3号）により、申請者に通知するものとする。

(事業内容の変更等)

第7条 前条第1項の規定により交付の決定を受けた者(以下、「交付決定者」という。)が、事業内容を変更、中止、又は事業を廃止しようとするときは、事業計画変更・休止・廃止承認申請書により事前に市長の承認を得なければならない。

(交付決定の取消し)

第8条 市長は、交付決定者が、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき
- (2) この要綱の規定に違反したとき
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が不適切であると認める事由が生じたとき

2 市長は、前項の規定により補助金の交付決定の全部又は一部を取り消したときは、福山市居場所づくり支援事業補助金交付決定取消通知書(様式第4号)により、交付決定者に通知するものとする。

(補助金の返還)

第9条 市長は、前条第1項各号の規定により、交付決定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、期限を定めて、その全部又は一部の返還を命ずるものとする。

(実績報告)

第10条 交付決定者は、事業完成後速やかに、次に掲げる書類を市長へ提出しなければならない。

- (1) 福山市居場所づくり支援事業補助金事業報告書(様式第5号)
- (2) 福山市居場所づくり支援事業補助金収支決算書(様式第7号)
- (3) 福山市居場所づくり支援事業補助金実施報告書(様式第8号)
- (4) 福山市居場所づくり支援事業補助金見守り対象児童に係る月次実績報告書(様式第10号)
- (5) 福山市居場所づくり支援事業見守り対象児童確認書(様式第10号の2)
- (6) 支給対象経費に係る支出を証明する書類

(補助金の交付)

第11条 市長は、提出のあった書類を審査し、適正と認めた場合は、交付決定者へ補助金を交付するものとする。

(財産の処分)

第12条 本事業により取得した財産を、交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸付又は担保に供してはならない。ただし、その財産が耐用年数(減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)別表第1及び別表第2に定める耐用年数をいう。)を経過し、又は市長の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を市に納付するこ

ととする。

(雑則)

第13条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、2024年(令和6年)7月18日から施行する。

別表(第4条関係)

	条件	補助率	支給上限額	支給対象経費
子ども 食堂等の 新規開設			年10万円 (1団体 1か所あたり)	<ul style="list-style-type: none"><li>・備品購入費 (食器類や机等の什器類及び調理に要する器具や家電類)</li><li>・修繕費 (工事請負費含む。建物の躯体の変更を伴うなど、大規模な増改築は対象外)</li><li>・その他市長が必要と認める経費</li></ul>
子ども 食堂等の 運営	月10回以上の開催	かかった経費 の1/2	年10万円 (1団体 1か所あたり)	<ul style="list-style-type: none"><li>・消耗品費 (食器、衛生品や学用品等)</li><li>・使用料賃借料 (実施会場に係るもの)</li><li>・印刷製本費 (チラシやポスター等)</li><li>・保険料 (傷害・賠償責任等の保険料)</li><li>・謝礼金 (スタッフ〔法人スタッフは除く〕への謝礼金)</li><li>・通信費 (利用者に対する連絡や通信に要するもの)</li><li>・旅費</li><li>・光熱水費</li><li>・その他市長が必要と認める経費</li></ul>
	月1回以上 10回未満の開催		年5万円 (1団体 1か所あたり)	
支援を 要する 児童の 見守り		かかった経費 の10/10	年12万円	<ul style="list-style-type: none"><li>・見守りに要した経費</li><li>・その他市長が必要と認める経費</li></ul>